

達第 8 号

西成区役所課長等専決規程（平成24年達第45号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 27 日

大阪市長 横 山 英 幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(総務課長専決事項) 第 3 条 総務課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)~(14) 略] [削る] <u>(15)</u> [略]	(総務課長専決事項) 第 3 条 [同左] [(1)~(14) 同左] <u>(15)</u> 軽易又は定例の広報に関すること <u>(16)</u> [同左]
<u>(総合企画課長専決事項)</u> 第 4 条 総合企画課長の専決事項は、次のとおりとする。 <u>(1) 軽易又は定例の広報に関すること</u>	[新設]
<u>第 5 条・第 6 条</u> [略] (保健福祉課長等専決事項)	<u>第 4 条・第 5 条</u> [同左] (保健福祉課長等専決事項)
<u>第 7 条</u> [略] [ 2 略]	<u>第 6 条</u> [同左] [ 2 同左]
3 福祉担当課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)~(7) 略] <u>(8) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u>	3 [同左] [(1)~(7) 同左] [新設]
<u>(9)・(10)</u> [略]	<u>(8)・(9)</u> [同左]

[4・5 略]

第8条～第10条 [略]

(緊急時における専決)

第11条 課長等は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、第2条から第9条までの規定にかかわらず、機宜の処置を採ることができる。ただし、実施後遅滞なく上司に報告しなければならない。

(課長代理等専決事項)

第12条 [略]

2 前2条の規定は、課長代理等に準用する。  
この場合において、前条中「第2条から第9条まで」とあるのは「第12条第1項」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第13条 [略]

[4・5 同左]

第7条～第9条 [同左]

(緊急時における専決)

第10条 課長等は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、第2条から第8条までの規定にかかわらず、機宜の処置を採ることができる。ただし、実施後遅滞なく上司に報告しなければならない。

(課長代理等専決事項)

第11条 [同左]

2 前2条の規定は、課長代理等に準用する。  
この場合において、前条中「第2条から第8条まで」とあるのは「第11条第1項」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第12条 [同左]

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

(西成区役所総務課)